

平成27年12月18日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成27年10月8日（木） 14時30分～16時10分

2 会場

県庁西棟7階B会議室

3 出席者名

藤井会長、藤村委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 2名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【牛込平商業施設の新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①小学校の目の前に立地することに伴う生徒への安全面の配慮については、設置者が学校側と立地についての事前協議を行ったこと、届出においても配慮事項としていることから、要望等を付す必要はないと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【南町複合商業施設の新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①付近に児童センターがあることから、この児童の安全配慮に関し要望を追記すべきである。
- ②立地により渋滞が助長されるという市の意見については、説明会において住民から同じ趣旨の質問がされている。設置者の回答や対応を踏まえ、意見ではな

く、「渋滞に関する苦情に対し適切に対応する」旨の要望を付すことでよい。

③当該店舗近辺の道路のみでなく、延長上の道路も含め従来から渋滞が発生している模様。道路整備は全体の流れを見、また広域的観点から行われるべきであるが、これについては当審議会で審議すべき次元のものではない。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 渋滞発生に関し住民等からの苦情があった場合は、関係機関と協議の上適切な対応を行うこと。
- 3 店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保の対策について、付近に学校等児童生徒が利用する施設もあることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ツタヤ・ワンダーグー弘前店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行い、審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 設置者配慮事項を確実に履行すること。